

教育活動再開における感染症対策

基本的な考え方

短時間の登校であっても児童生徒等に発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等がある場合は、症状がなくなるまで、自宅で休養するように指導する。またこの場合は、症状がなくなるまで出席停止とする。(令和2年5月13日付文部科学省 Q&A 参照)

*感染症サーベイランスシステム上は「新型コロナウイルス感染症(疑い)」として入力してください。

健康観察について

○風邪症状などないか家庭と連携した健康観察を実施する。健康観察表を学校でも確認し、登校した児童生徒の体調管理をより一層はかる。

*毎朝起床時に検温するよう指導し、平熱を把握する。食後や運動後は体温が上がる場合が多いが、発熱等体調不良の判断は、平熱と比較したり、本人の疲れ具合等の訴えによって判断する。

○登校前に検温していない児童生徒は、登校後保健室等で検温を実施する。

授業

- ・教室の換気を十分に行う。(できるだけ2方向の窓を開け、風通しを良くする)
- ・冷房機使用時も窓を開けるか欄間を開けて換気する必要がある。その際、必ず廊下の外窓を開けておく。
- ・最低対角線上2方向の窓を開けておくことが望ましい。天候等の関係で常時開けられないときは、休み時間には必ず行うことが必要。1時間に1回(5~6分)程度窓を広く開ける。
- ・窓のない部屋は、常時入り口を開けたり、換気扇を用いたりするなど工夫する。
- ・飛沫やくしゃみ等によるしぶきを飛ばさないため、教員はマスク等をする。児童生徒も同様の考え方から、通常マスクを着用する。
- ・休み時間毎に石けんでの手洗いをを行う。(エタノール消毒液は不要)
- ・放課後、教室やトイレのドアノブ、トイレの水洗レバー・水道の蛇口ハンドル等児童生徒が手で触れる場所の消毒を行う。金属が腐食するのを防ぐため、金属部分は、その後の水拭きをする。
- ・次亜塩素酸等の消毒液は職員室に常備し、必要に応じて教室へ持参する。薬の効果を考え、1回で使い切るようにし、翌日に残さない。児童生徒への安全面を考慮して、消毒液を教室に置いたままにしない。
- ・次亜塩素酸ナトリウム液は空中噴霧しない。

通学時(混雑する電車・バス)

- ・マスクをつけて乗車し、車内においては、友だちと密着した状態で話したりするような状況を避けるよう指導する。

- ・ つり革や手すり、座席等からの感染リスクを避けるため、学校到着時に手洗いをする。

体調不良を申し出た児童生徒

- ・ 児童生徒が体調不良時に、ためらうことなく申し出ることが可能な環境作りが必要である。
- ・ 登校後体調不良を訴えた場合は、保護者に連絡し、迎えに来てもらう等すみやかに下校措置をとる。その際は、他の児童生徒と別の部屋で待機するような工夫をする。
- ・ 保健室のベッドを使用した際は、手すりは次亜塩素酸等による消毒や布団の日光消毒を行い、該当児童生徒が使用したシーツを洗う。
- ・ 該当児童生徒が使用したトイレの水洗レバー、ドアノブ、水道の蛇口ハンドル等を消毒する。
- ・ 該当児童生徒について、翌日以降体調不良が続く場合は、家庭での静養をするよう指導し、無理な登校は控えさせる。また、高熱が続く場合や咳等の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談するように指導する。

*消毒については、「家庭、園・学校、事業所等における新型コロナウイルスに対する環境及び物品への消毒について」を参照。